

ALTERYX, INC. エンドユーザー使用許諾契約

「承諾」ボックスにチェックマークを付けるか、ライセンス製品をインストールまたは使用することにより、あなたは、本契約の条件を受諾したものと見なされます。本契約は、あなたが署名する書面による契約と同様に法的拘束力および強制力を有します。以下の条件に同意しない場合、ライセンス製品をインストールまたは使用しないでください。あなたが会社または他の事業体の従業員もしくはその他の授權された代理人としてライセンス製品を使用する場合、あなたは、本契約を締結し、本契約に基づくライセンシーとなる会社またはその他の事業体を法的に拘束する権限を有することを表明したものと見なされます。

添付書類または参照により組み込まれる条件を含む、このエンドユーザー使用許諾契約(以下「本契約」という)は、以下の第14.7項に規定されるAlteryx, Inc.またはその関連会社(以下「Alteryx」という)と、貴社(以下で定義)の間で締結され、ライセンス製品の貴社の使用について規定する。追加的サービスまたはウェブサイトの使用には、別途定める利用規約が適用される場合がある。

1. 定義: 本契約で使用される場合:

1.1 「関連会社」とは、直接的または仲介人を通じて間接的に本契約の当事者を支配し、本契約の当事者に支配され、もしくは本契約の当事者の共通支配の下にあるすべての事業体を意味する。この定義における「支配」とは、従属事業体の議決権持分の50%超を直接的または間接的に所有または支配していることを意味する。

1.2 「Gallery」とは、Alteryxがその条件に従って提供するパブリッククラウド、マルチスタジオ(テナント)型のウェブプラットフォームを意味する。ユーザーは、Galleryを利用し、自身が作成した分析アプリケーションをライセンス製品経由で公開することができる。

1.3 「法令」とは、すべての法律、条例、規制、命令、判決、または連邦、州、地方もしくは海外政府または管轄権を有する裁判所もしくは裁判機関によるその他の要求を意味し、それぞれが使用の状況により制限されることがある。

1.4 「ライセンス製品」とは、本契約に基づきAlteryxから貴社に提供されるオブジェクトコード形式のAlteryx独自ソフトウェア(関連資料およびアップデートを含む)を意味する。ライセンス製品は、第三者ツールまたは第三者コードを含まない。

1.5 「注文書」とは、貴社に提供されるライセンス製品および本件サービスについて記載された、貴社とAlteryxが締結する注文用文書を意味する。本契約を参照する注文書は、本契約の一部と見なされるものとする。関連会社が本契約を参照する注文書を締結した場合、かかる関連会社は、あなたも本契約の元の当事者であるかのように、本契約の条件に拘束されることに同意したものと見なされる。

1.6 「関連資料」とは、ライセンス製品に関して公表されている標準的な仕様を意味し、(i)機能、技術、設計、および性能に関する仕様、(ii)インストール、構成、管理、操作、およびメンテナンス手順と指示、(iii)トレーニングガイドおよびユーザーマニュアルを含む。

1.7 「第三者ライセンサー」とは、かかる第三者が独自に開発した特定のソフトウェア、データ、もしくは第三者ツールをサブライセンスおよび/または配布する権利をAlteryxに許諾した第三者を意味する。第三者ライセンサーは、そのそれぞれのソフトウェア、データ、第三者ツールに関して、本契約の受益者とされる。

1.8 「貴社」または「あなた」(および「ライセンシー」とは、エンドユーザーとして使用するためにライセンス製品をダウンロード(またはその他の方法で入手)した個人または事業体を意味する。なお、注文書に起因するすべての契約に関しては、「貴社」への言及は、その注文書を締結する特定の顧客の事業体のみを指すと解釈されるものとする。

2. ライセンス、制限:

2.1 ライセンスの付与: Alteryxは、貴社の社内業務目的のためにAlteryxが貴社に発行したライセンスキー(以下で定義)の対象となるライセンス製品をインストールおよび使用する、限定的で、移転不可、サブライセンス不可、譲渡不可な、非独占的ライセンスを貴社に付与する。ただし、(i)本契約に含まれる権利および制限、(ii)該当する注文書に規定される限度および制限、(iii)関連資料、ならびに(iv)認定ユーザーの数および/または許可されるコアの数(該当する場合)に従ってのみ使用することが条件となる。貴社の注文書で貴社の関連会社がライセンス製品を使用することを明確に許可している場合、かかる使用は本契約に従うものとし、貴社および当該関連会社は引き続き当該関連会社すべてのあらゆる行為および不作為について責任を持つものとする。

2.1.1 購入済みライセンス: ユーザー単位ライセンスおよびコア単位ライセンス(それぞれの定義は以下のとおりであり、両者を総称して「購入済みライセンス」という)は、貴社のビジネス目的を推進するためにのみ使用されるものとする。

2.1.1.1 ユーザー単位ライセンス: 貴社が、貴社の注文書に従って、ライセンス製品を使用できる認定ユーザー(以下で定義)の数が限定されるライセンス製品のライセンス(以下「ユーザー単位ライセンス」という)を購入した場合、ライセンス製品は、1人の認定ユーザーが1台のパーソナルコンピューター上でのみ使用できる。1件のユーザー単位ライセンスを、複数のユーザーで共有すること、または異なるコンピューター上で同時使用することはできない。

2.1.1.2 コア単位ライセンス: 貴社が、貴社の注文書に従って、ライセンス製品の各インストールに利用できるコア数が限定されるライセンス(以下「コア単位ライセンス」という)を購入した場合、各ライセンス製品を1台のサーバーにのみインストールすることができる。コア単位ライセンスの各インストールに利用できる合計コア数は、注文書に明記されるコア数の上限を超えないものとする。「コア」とは、コマンドを受信および実行するコンピューターの中央処理ユニット(CPU)内の個々の物理プロセッサを意味する。マルチプロセッサCPUを持つコンピューターの場合、コア数は、そのCPUの物理プロセッサ数と同数になる。それぞれの物理プロセッサは、ハイパースレッディング技術などのように、複数の論理コアまたは論理CPUをオペレーティングシステムに認識させる技術を利用しているかどうかにかかわらず、本契約においては1台のコアと見なされる。

2.1.2 試用ライセンス: 貴社がライセンス製品を無料で試用する目的で注文またはダウンロードした場合(以下、「試用ライセンス」という)、貴社はライセンス製品の試用および評価に関連してのみライセンス製品を使用することができるが、貴社は、ライセンス製品の再販売やサブライセンスを行わず、その他の方法でこれを公開もしくは配布しないものとする。試用ライセンスでは、1台のパーソナルコンピューター上で14日間の試用および評価期間、またはAlteryxにより許可された場合にはその

他の期間(以下「試用期間」という)、ライセンス製品を使用することができる。試用ライセンスは、試用期間が終了すると自動的に失効し、ライセンス製品はその時点で動作しなくなる。Alteryxは、理由の如何を問わず、またAlteryxがいかなる種類の責任も負うことなく、いつでも直ちに貴社の試用ライセンスを終了することができる。

2.1.3 非商用ライセンス: 貴社が、教育目的で、または非営利団体用としてライセンス製品の無料ライセンス(以下「非商用ライセンス」という)を入手した場合、貴社は、教育機関または非営利団体(それぞれを「該当団体」という)のための非商用目的でのみライセンス製品を使用しこれにアクセスできる。非商用ライセンスを入手する資格は、Alteryxの判断により、該当団体への貴社の参加または雇用(該当する場合)についての確認に基づくものとする。それぞれの非商用ライセンスの有効期間は1年間とする。非商用ライセンスがユーザー単位ライセンスであれば、第2.1.1.1項が適用されるものとする。非商用ライセンスがコア単位ライセンスであれば、第2.1.1.2項が適用されるものとする。Alteryxは、理由の有無を問わず、またAlteryxがいかなる種類の責任も負うことなく、いつでも30日前の通知をもって、貴社の非商用ライセンスを終了することができる。

2.2 認定ユーザー: 貴社は、ライセンス料金が支払われた対象者であり、ライセンス製品を使用する権限を与えられた貴社の社員(それぞれを「認定ユーザー」という)について、Alteryxが要求する方法(例: 貴社が各認定ユーザーに割り当てた有効なEメールアドレスを使用するなど)によりAlteryxに知らせる必要がある。認定ユーザーの合計数は、注文書に従って購入されたユーザー単位ライセンスの数、または非商用ライセンスおよび試用ライセンスの場合はAlteryxがその他の方法で付与した数を超えてはならない。社員が貴社に雇用されなくなった場合、または指定された社員の職務内容がライセンス製品の使用を要しなくなった場合、ユーザー単位ライセンスは、一意的に識別できる他の個人に再割当てできるが、複数のユーザー間で1つのユーザー単位ライセンスが共有され得るほど頻繁な再割当てをしてはならない。

2.3 バックアップコピー: 貴社は、法的な必要に応じて、貴社が有する各ライセンス製品について(ユーザーごとではなく)バックアップコピーを1点作成することができる。ただし、(i) バックアップコピーは、バックアップの目的でのみ使用されること、(ii) 著作権表示を含むAlteryxおよび第三者ライセンス情報(はすべてかかるコピー上にも表示すること、および(iii) コピーは、貴社が安全な場所に保管することを条件とする。

2.4 許可されない使用方法: 本契約に別途明示的に規定されていない限り、貴社は次の行為をしてはならない。(i) ライセンス製品または第三者コードをコピー、変更すること、またはその一部の二次的著作物を作成すること、あるいはライセンス製品または第三者コードを他のソフトウェアに組み込むこと(それぞれの場合において、該当するオープンソース・ソフトウェア・ライセンスにより許可される範囲を除く)、(ii) ライセンス製品、シンジケートデータ、第三者コード、またはこれらのコピー、または本契約に基づく貴社の権利を配信、販売、再販売、レンタル、リース、サブリース、サブライセンス、タイムシェア、貸出すること、またはその他の方法で頒布すること、(iii) コンピューターサービス事業、第三者のアウトソーシングサービス、会員もしくはサブスクリプションベース、サービスビューローベース、タイムシェアリングベース、ホスト型サービスの一環として、または第三者のために、ライセンス製品を提供、使用、または使用を許可すること、(iv) Alteryxの事前の書面による同意なく、ライセンス製品をインターネットもしくは類似するネットワークやネットワークサービスに置くこと、またはユーザー単位ライセンスを仮想化すること、(v) ライセンス製品が利用する、初期化システムまたは暗号化技術を解除または迂回する試みをする、(vi) ライセンス製品に含まれる製品ID、所有権表示、著作権、商標、サービスマークその他の表示を変更、削

除、不明瞭化すること、(vii) Alteryxにより支給されたパスワード、ロックコード、認証コード、ライセンスキー、またはシリアル番号(それぞれを「ライセンスキー」という)を開示すること、またはAlteryxが支給していないライセンスキーを使用すること、(viii) ライセンス製品のソースコード版またはそのコンポーネント(組み込まれたデータを含む)をデコンパイル、逆アセンブル、デコード、リバースエンジニアリングすること、またはその他の方法で抽出、再構成、発見しようと試みる、(ix) ライセンス製品に関連するソースからのパフォーマンス情報または分析結果を公開すること、(x) Alteryx製品と競合する製品を開発するためにライセンス製品を使用すること、(xi) ライセンス製品、そのワークフローまたは二次的著作物に関して、特許侵害またはその他の知的財産の侵害の申立てをAlteryx、その関連会社、または第三者ライセンサーに対して主張すること(または第三者がこれを主張することを貴社が承認、援助、または奨励すること)、または(xii) 本契約または注文書の条件を開示すること。

2.5 第三者コード: ライセンス製品は、第三者ライセンサーのコンポーネント(以下「第三者コード」という)を含む場合、またはかかるコンポーネントとともに提供される場合がある。本契約に基づくライセンス製品の規定に適用される範囲で、第三者コードは、ライセンス製品の「ヘルプ」セクションに記載されるオープンソース・ソフトウェア・ライセンスの条件に従うものとする。

2.6 Alteryx SDK: 貴社がAlteryxのSDKを使用する場合、<https://www.alteryx.com/sdkterms>に定める条件が適用される。「SDK」とは、本契約に基づきAlteryxが貴社に提供するAlteryxのソフトウェア開発キットを意味する。これには、アップデート、ならびに付属する使用許諾契約なしに貴社が入手した以前のバージョンのAlteryx SDKが含まれる(該当する場合)。

3. データおよび第三者ツール:

3.1 シンジケートデータ: 貴社がAlteryxが入手した第三者データ(以下「シンジケートデータ」という)のライセンスを購入した場合、貴社のシンジケートデータの使用には<https://www.alteryx.com/syndicateddata>に定める条件が適用される。本契約で使用される「アウトプット規定」および「結果」の定義は、前述のリンク先に含まれる。

3.2 ライセンサーが入手したデータ: 貴社はライセンス製品を貴社独自のデータセットおよび/または第三者が直接貴社にライセンスした第三者のデータセット(以下「ライセンサー入手データ」という)とともに使用することができる。ただし、貴社が当該第三者と貴社との契約条件を遵守することを条件とする。Alteryxは、貴社がライセンサー入手データをライセンス製品とともに使用した結果として生じるいかなる損害賠償または請求に対しても責任を負わないものとする。シンジケートデータの使用に関するアウトプット規定は、アウトプットまたは結果がライセンサー入手データとシンジケートデータの両方を含む場合に適用されるものとする。

3.3 第三者ツール: 貴社は、納品時にライセンス製品に埋め込まれていなかったが、第三者または貴社が作成し、ライセンス製品に追加した、または貴社がライセンス製品とともに使用する、構成可能コンポーネントまたはウィジェット(以下「第三者ツール」という)の使用については、当該第三者ツールに適用される条件に従うことに同意する。

4. サポートおよびアップデート: 購入済みライセンスについて、Alteryxは、<http://community.alteryx.com/supportguidelines>に掲載され、該当する注文書で追加的に指定されることのあるAlteryxのサポート指針(以下「サポート指針」という)に従って、貴社にサポートおよびコンサルティングを提供する。該当する注文書の期間中、Alteryxは、サポ

ート指針に従い、修正、改良、および拡張を組み込んだライセンス製品の更新リリース(「アップデート」)を貴社に提供する。

5. サービス: Alteryxは、貴社が購入し、注文書に記載される内容に従い、既定の日数または時間のトレーニング、イネーブルメント、その他のサービス(以下「本件サービス」という)を提供する。両当事者は、本件サービスの範囲が、デプロイメントの支援、およびライセンス製品の使用に関するトレーニングとガイダンスに限定されることを了解する。

6. 支払い: 購入済みライセンスについて、貴社は、注文書に記載される請求スケジュールに従い、料金ならびに適用される消費税と使用税(VAT、GST、サービス税を含む)をAlteryxに支払うことに同意する。1カ月あたり1.5%または適用法で許容される最大金額のうちいずれか少ない金額が、支払期限を過ぎた異論のない全額について請求されるものとする。貴社が支払期限を過ぎた異論のない料金を送金しない場合、Alteryxは、独自に判断を下し、通知を送付することにより、通知から10営業日以内に貴社がAlteryxに送金しない場合、本件サービスを終了するか、すべてのライセンスを無効にすることができる。かかる通知は、本契約の第8.2(i)項の違反の通知としての役割も持つものとする。本契約に明示的に規定されていない限り、注文書は、取消不能で、料金はすべて払戻し不可である。

7. 納品: Alteryxは、その判断により、ライセンス製品を電子的に、または物理メディアで、該当する注文書に記載された場所に、または両当事者が書面で合意したその他の場所に納品する。すべてのライセンス製品は、貴社がダウンロードできる状態になった時点で納品されたものと見なす。

8. 期間および終了:

8.1 契約期間: 本契約は、ライセンス製品の納品またはダウンロードの時点で発効し、本契約に基づくすべてのライセンスおよび本件サービスがその独自の条件に従って失効したときに終了する。本契約に基づく貴社のライセンスの期間は、注文書の規定、またはリセラーを通じて購入した場合は購入文書の規定により限定される。各注文書は、両当事者それぞれにより正式に署名されたときに発効し、本契約に従っていずれかの当事者により早期に解約されない限り、注文書に基づき付与されるライセンスの満了日まで有効に存続する。

8.2 契約の解除: Alteryxまたは貴社は、他方当事者が以下のいずれかに該当する場合、他方当事者に通知することにより本契約を解除することができる。(i) 本契約に基づく重要な義務に違反し、他方当事者が非違反当事者から違反についての通知を受領した日から30日以内に当該違反を是正できなかった場合。ただし、Alteryxは、第2.4項の違反があったときには直ちに本契約およびすべてのライセンスを解除できるものとする。(ii) 承継人なしに営業を停止した場合。または、(iii) 破産、財産保全管理、信託証書、債権者取り決め、債務免除(相当手続き)に基づき保護を求めた場合、またはかかる手続きが当該当事者に対して起こされた場合(かつ、60日以内に棄却されない場合)。解除は唯一の救済方法ではなく、いずれかの当事者による本契約に基づく救済の行使は、当該当事者が本契約、コモソローその他を根拠として有することのある他のいかなる救済にも影響を与えないものとする。

8.3 解除の効果: 本契約の満了または解除の時点で、貴社は、ライセンス製品、第三者ツール、およびシンジケートデータの全コピーをこれらがインストールされた全コンピューターとサーバーから削除し、貴社が保持しているライセンス製品、第三者ツール、およびシンジケートデータの全コピーを破棄することに同意する。ただし、貴社は結果のコピーを保

持することができる。Alteryxから要求があった場合、貴社は、かかる処理が行われたことを書面でAlteryxに証明するものとする。

9. フィードバック: 貴社が、ライセンス製品もしくは本件サービス、またはAlteryxの他の既存ノ予定製品もしくはサービスに関して、Alteryxにフィードバック、提案、アイデア、問題もしくは欠陥の指摘やその改善案(以下総称して「フィードバック」という)を提供した場合、貴社は、Alteryxおよびその関連会社、かかるフィードバックをあらゆる形で使用できる非独占的、ロイヤリティフリー、解除不可の世界的ライセンスを付与する。ここには、ライセンス製品またはその他のAlteryx、その関連会社、パートナー、およびリセラーの既存ノ将来の製品もしくはサービスにそれを組み込むことが含まれるが、これに限定されない。

10. 所有権: Alteryxから貴社に提供されるすべての製品またはサービス(ライセンス製品、シンジケートデータ、コンテンツ、アプリケーション・プログラミング・インターフェイス、マップ、指示、画像、写真、動画、音声、テキスト、および該当する場合「アプレット」を含むがこれらに限定されない)に対するすべての権原および知的財産権、ならびにその全コピー、変更点、二次的著作物(貴社のフィードバックを組み込んだ変更を含む)は、Alteryxにより所有またはライセンスされ、本契約またはその他の方法に基づきいかなる所有権も貴社に譲渡されないものとする。本契約のいかなる規定も、米国および国際的な知的財産法を含むがこれらに限定されない法令に基づくAlteryxの権利放棄を構成しない。本契約に基づき明示的に付与されていないすべての権利は、Alteryxおよびそのサプライヤー(第三者ライセンサーを含む)により留保される。本件サービスおよび関連するすべての成果物は、適用法で定義される職務著作物ではない。貴社は、ライセンス製品およびシンジケートデータのすべての認可コピー上の著作権表示および所有権表示を複製すること、およびこれらを削除・不明瞭化しないことに同意する。第三者ライセンサーは、自身が所有するすべての第三者コード、データ、第三者ツールに対する権原を明示的に留保する。貴社は、ライセンス製品を使用する際に貴社が所有し、貴社により提供されるすべてのデータまたは情報に対するすべての権原と知的財産権を留保する。

11. 限定的保証:

11.1 製品保証: 購入済みライセンスについて、Alteryxは、貴社への最初の納品から90日間(以下「保証期間」という)、ライセンス製品が関連資料の条件に実質的に準拠して動作し、ライセンス製品の納品時点で、ウイルス、トロイの木馬、ワーム、スパイウェア、またはライセンス製品の意図された機能をいかなる形であれ悪意をもって妨げるように設計されたその他の類似するコードが含まれていないことを保証する。上記の保証に関するAlteryxの全責任および貴社の唯一の救済は、Alteryxが独自の判断および裁量により、商業的に合理的な努力を払い、貴社にライセンス製品の交換、エラー修正、または欠陥を修正する回避策を提供することであるものとする。ただし、Alteryxによりかかる救済の実行が困難であると判断された場合、Alteryxは該当する注文書を解除し、欠陥のあるライセンス製品に適用される購入金額について払い戻しを行うことができる。Alteryxは、保証期間内に保証の請求がない限り、保証の請求に関していかなる義務も有しない。この保証は、注文書に基づくライセンス製品の最初の納品についてのみ適用され、更新またはリセットには適用されない。

11.2 表明および保証: 各当事者は、本契約により以下を表明し保証する。(i) 当該当事者が会社またはその他の事業体である場合、それがその法人化または成立した場所の法令に基づき正式に編成され有効に存続しており、本契約を締結し、本契約の規定を履行する完全な会社の権能および権限を有していること、(ii) 当該当事者が本契約を締結および交付し、本契約に基づくその義務を履行する権限を

正式に与えられていること、(iii)本契約は、当該当事者を拘束する適法かつ有効な義務であり、その条件に従って強制可能であること、(iv)本契約の締結、交付、および履行が、口頭か書面によるかにかかわらず、当該当事者が当事者となっている、またはそれによって当該当事者が法的に拘束される可能性のある、他のいかなる契約、法律文書、了解事項と矛盾せず、かつ管轄権を有する裁判所、政府組織、または行政その他の機関のいかなる法令にも違反していないこと、(v)当該当事者が本契約の履行において適用されるすべての法令を遵守すること、(vi)当該当事者が、ライセンス製品を使用する際に、米国その他の法域の輸出関連法令を遵守し、かかる遵守に必要なすべての許可、ライセンス、および承諾を得ること。

11.3 責任の否認:本契約に別途明示的に規定されていない限り、Alteryxも第三者ライセンサーも、ライセンス製品、本件サービス、Gallery、第三者コード、または第三者ツールに関して、明示的か黙示的かを問わず、権原、市場性、特定目的への適合性、および権利の非侵害の黙示保証を含むがこれらに限定されないいかなる表明も保証もしないものとする。試用ライセンス、非商用ライセンス、およびSDKは、「現状のまま」提供される。Alteryxは、第三者コード、第三者ツール、および貴社のSDKの使用について、一切の責任を否認する。Alteryxも第三者ライセンサーも、ライセンス製品、第三者コード、第三者ツールの正確性、信頼性、または完全性に関して、明示的か黙示的かを問わず、いかなる表明も保証も行わない。本契約に明示的に規定されている場合を除き、ライセンス製品、Gallery、第三者コード、および第三者ツールに関するすべてのリスクは、貴社が負うものとする。貴社は、本契約を締結する際、貴社が、本契約に明示的に規定されていない何らかの約束、保証、または表明に依拠しなかったことを認める。

12. 責任の制限:

12.1 理由の如何を問わず、いかなる場合も、特別、間接的、付随的、結果的、または懲罰的損害賠償、ならびに信用、利益、取引機会、貯蓄予想、またはデータの喪失、ストライキ、コンピューターの不具合もしくは誤作動について、たとえ影響を受ける当事者がかかる損害賠償の可能性についてあらかじめ警告を受けていたとしても、あるいはそれが契約、不法行為(過失を含む)、またはその他の法理に基づいているかどうかを問わず、貴社、Alteryx、第三者ライセンサーは、責任を負わないものとする。

12.2 本契約に起因もしくは関連して生じる請求または義務に対するAlteryxの全責任は、義務または請求の原因となった出来事の前日の2カ月間に貴社が支払った、および/または支払うべきライセンス料金を超えないものとする。

12.3 第12.1項および第12.2項に規定される責任の制限は、適用される法令により禁止される範囲で適用されないものとする。本契約が下記の第14.7項に従いイングランドおよびウェールズ法に準拠する場合、本契約のいかなる規定も、以下に対するいずれの当事者の責任も排除または制限しないものとする。(i)詐欺もしくは悪意不実表示、または(ii)過失により生じた死亡もしくは人身傷害。

13. 補償:

13.1 Alteryxによる補償:Alteryxは、Alteryxにより貴社に提供されるライセンス製品が、かかる第三者の米国で発行された特許、あるいは商標、営業秘密権、または著作権を侵害もしくは悪用しているとする請求(以下「侵害請求」という)に基づき、貴社、貴社の関連会社およびそのそれぞれの役員、取締役、従業員、代理人、承継人、ならびに貴社もしくは貴社の関連会社の譲受人(以下「ライセンサー関係者」

という)に対して第三者が提起する訴訟、請求、要求、または裁判を弁護し、かつAlteryxは、侵害請求について管轄権を有する裁判所によりライセンサー関係者に対して最終的に課された損害賠償および費用(合理的な弁護士費用を含む)についてライセンサー関係者を免責し、害を与えない。本第13.1項に基づくAlteryxの補償義務は以下の場合には適用されないものとする。(i)Alteryx以外の者によりライセンス製品が変更された場合、(ii)ライセンス製品が、貴社により提供された書面の仕様書に従ってカスタマイズされた場合、(iii)ライセンス製品がAlteryxにより提供されたものではない製品またはプロセスと組み合わされた場合、(iv)ライセンス製品の不正使用があった場合、(v)ライセンス製品の非サポートリリースに対して、または、実際の、もしくは申し立てられた侵害請求を回避するかもしれない、Alteryxにより提供されたアップデートをインストールしなかった場合、(vi)ライセンス製品またはSDKの使用を通じて、またはその使用の結果として、貴社またはその代理人が構築または作成したワークフロー、アウトプット、分析アプリケーション、アルゴリズム、その他のアプリケーションもしくはプログラミングに対して、または(vii)貴社が、Alteryxの事前の書面による同意なく、侵害請求に関して和解または自白を行った場合。侵害請求が提起された場合、またはそのおそれがある場合、Alteryxはその独自の判断および費用負担で、商業的に合理的な努力を払い、以下のいずれかを行う。(i)かかる侵害請求に対して、貴社に費用負担をかけずに、貴社を保護するライセンスを入手すること、(ii)侵害を回避するために、必要に応じてライセンス製品の全部もしくは一部を変更または交換すること(かかるアップデートまたは交換版は、実質的に同等かそれ以上の機能を有する)、または(iii)(i)および(ii)が商業的に実行不可能な場合、本契約および該当するすべての注文書を解除し、該当する注文書に基づき支払われたライセンス料金をかかる注文書の解除された期間を按分計算した金額を貴社に払い戻す。知的財産権の侵害についての第三者による請求に関して、本第13条に基づき貴社に付与される権利および救済が、Alteryxの全責任、および貴社の唯一の救済である。

13.2 貴社による補償:貴社は、(i)本契約または適用法に違反してライセンス製品またはシンジケートデータを貴社が使用、変更、適用、もしくは開示したこと、または(ii)ライセンサー入手データまたは貴社が生成したアウトプットもしくは結果、またはその使用を根拠としてAlteryx、その関連会社、そのそれぞれの役員、取締役、従業員、代理人、承継人、およびAlteryxまたはAlteryxの関連会社の譲受人(以下「Alteryx関係者」という)に対して第三者が提起する訴訟、請求、要求、または裁判を弁護し、貴社は、かかる請求について最終的に課された損害賠償および費用(合理的な弁護士費用を含む)についてAlteryx関係者を免責し、害を与えない。

13.3 補償手続:本契約に基づく補償を求め、これを受けるためには、被補償当事者は以下のことを行う必要がある。(i)補償当事者に、補償されるべき事由について速やかに通知すること、(ii)関連する訴訟または請求の防御または和解について、補償当事者に権限を付与すること(ただし、補償当事者が、被補償当事者の権利を減少するような和解に応じず、被補償当事者による過失もしくは不正行為または金銭の支払いを認めないことを条件とする)、および(iii)請求または訴訟の抗弁または和解のために補償当事者が合理的に必要とする情報、協力、助力を補償当事者の費用負担で補償当事者に提供すること。被補償当事者は、自己の費用負担で、抗弁に参加することができる。

14. 一般規定:

14.1 完全合意、存続:本契約は、ライセンス製品、シンジケートデータ、第三者コード、第三者ツールに関する両当事者の完全な了解事

項および合意事項を示し、貴社とAlteryx、および／またはリセラー間の事前の発注書、通信、広告、または表明よりも優先される。本契約の条件と注文書の条件の間で矛盾がある範囲で、注文書の条件が優先されるものとする。貴社が採用する電子請求ポータルおよびベンダー登録プロセスを含む、発注書またはその他の取引書式のいかなる規定も、本契約の条件より優先されることはなく(たとえ、本契約または注文書の日付より後であっても)、かかる文書は、管理上の目的のみを有し、法的な効果は有しないものとする。本契約の終了と同時に解除されない注文書は、当該注文書がその独自の条件により満了または終了するまで存続するものとする。本契約の終了により(発行済みの未払い注文書を除く)、両当事者は新しい注文書を締結できなくなる。Alteryxは、本契約を変更することがあり、かかる変更後のバージョンをライセンス製品が提供されるウェブサイト上に掲載する。貴社は、本契約が改訂された場合、改訂版により拘束されることに同意する。第1条、第3条、第6条、および第8条から第14条の規定は、本契約が解除された場合も存続するものとする。

14.2 可分性: 本契約のいずれかの規定が、違法、無効、または理由の如何を問わず強制不能と判断された場合、かかる規定は、適用される法令により許可される範囲でのみ強制されるものとし、許可されない場合、かかる規定は分離できるものと見なされ、残りの規定の有効性または強制可能性には一切影響を与えないものとする。

14.3 腐敗防止: 貴社は、本契約に関連して、貴社が違法もしくは不適切な賄賂、キックバック、支払い、贈答品、または有価物をAlteryxの従業員、代理人、パートナーから受領していない、または提供されていないことを認める。上記の制限に違反する行為を認識した場合、貴社は速やかにAlteryxに通知するものとする。

14.4 利用データ: Alteryxは、製品およびサービスの改善、サポートおよびトラブルシューティングの提供、契約および利用規約の確実な遵守、製品およびサービスの提供に向けた随時の営業活動を行うため、ライセンス製品および本件サービスの貴社によるインストール、登録、使用に関するデータを自動的に収集する場合がある。なお、当該データには限定的な個人情報が含まれる場合がある。Alteryxは、貴社または認定ユーザーを特定できる利用データを公開しない。利用データに個人を特定可能な情報が含まれる限りにおいて、Alteryxは、公表している自社のプライバシーポリシー (<https://www.alteryx.com/privacy>) に従い、当該データを収集し、利用する。

14.5 パブリシティ: Alteryxは、貴社をAlteryxの顧客として特定し、かかる特定に関連してのみ、貴社の名前およびロゴをその広告またはマーケティング資料(プレスリリースや声明を含む)で使用することができる。貴社は、logo.optout@alteryx.com にEメールで要求を送付することにより、前記の許可を取り消すことができる。

14.6 譲渡: 本契約は、各当事者の許可された承継人および譲受人を拘束し、その利益のために効力を生じる。貴社は、本契約または本契約に基づき付与されるその権利または義務を、法令の運用による場合を含め、Alteryxの事前の書面による同意なく譲渡することはできない。なお、この同意は不当に留保または遅延してはならない。書面の同意なく試みられた本契約の移転または譲渡は、無効と見なされる。Alteryxは、関連会社に対して、または、合併、再編成、買収その他によるAlteryxの資産もしくは議決権付株式のすべてまたは実質的にすべての移転に関連して、本契約を譲渡することができる。

14.7 準拠法、契約事業体: 抵触法の原則にかかわらず、(i) 貴社が北アメリカまたは南アメリカに所在し、ライセンスを許諾する事業体がデラウェア法人のAlteryx, Inc.の場合、本契約は米国カリフォルニア州法に準拠する、または(ii) 貴社が北アメリカまたは南アメリカ以外に所在

し、ライセンスを許諾する事業体が英国のリミテッドカンパニーのAlteryx UK Ltd.の場合、本契約はイングランドおよびウェールズ法に準拠する。本契約に起因または関連して生じるすべての紛争は、(a) カリフォルニア州法が適用される場合はカリフォルニア州オレンジ郡、(b) イングランドおよびウェールズ法が適用される場合はロンドンの裁判所の専属裁判管轄に服するものとする。本第14.7項は、一方当事者が、他方当事者の事業所が所在する法域において、他方当事者に訴訟(差し止めによる救済の申立てを含む)を提起する権利を制限しないものとする。国際物品売買契約に関する国際連合条約および統一コンピューター情報取引法(いずれかの法域で現在成立しているもの、または適宜いずれかの法域で法典化もしくは改訂されるもの)は、本契約に適用されない。

14.8 米国政府により制限される権利: ライセンス製品は、「商業的品目」である(この用語は、連邦調達規則サブパート2.1で定義されるとおり)。米国政府が顧客である場合、Alteryxはライセンス製品(その関連ソフトウェア、技術データ、および／またはサービスを含む)を、本契約に定めるとおり、一般顧客に提供する技術データおよびコンピュータソフトウェアにおける権利とともに提供する。加えて、国防総省により取得される技術データにはDFARS 252.227-7015が適用されるものとする。顧客としての米国政府がライセンス製品における追加の権利を要求する場合、Alteryxは、かかる要求を考慮し、相互に合意した場合、追加の権利は書面化した付録に組み込まれるものとする。諸権利は、ライセンス製品の未発表部分に関して、米国著作権法に基づき留保される。

14.9 リセラー販売: 貴社が、Alteryx認定リセラー、パートナー、またはAlteryx製品のOEM(それぞれを「リセラー」という)を通じてライセンス製品を入手した場合、貴社は、以下を了解したものとする。(i) ライセンス製品の支払い・納品条件は、貴社とリセラー間で別途個別に定められなければならない。(ii) 本契約は、ライセンス製品のライセンス権および本契約に規定されるAlteryxの義務に関する、貴社とAlteryx間の完全なる合意を構成する。(iii) 貴社とリセラー間の発注書またはその他の契約の条件は、Alteryxを拘束しない。(iv) リセラーは、本契約の条件を変更、改訂、修正する権限、またはその他の方法でライセンスまたはライセンス製品と何らかの形で関連するその他の権利や義務を付与する権限を有しない。(v) 本契約に基づきライセンスされた権利に関連して、リセラーまたはその他の関連する第三者に支払われるべき金額を貴社が支払わない場合、Alteryxが本契約を解除する根拠となる。さらに貴社は、Alteryxがいかなる表明も保証もせず、リセラーにより提供されるサービスもしくはその他の製品に関して、またはリセラーによる行為または不作為について、一切義務を負わないことを認める。

14.10 輸出に関するコンプライアンス: 貴社は、これらのライセンス製品が米国輸出規制(EAR)に従うこと、および貴社がEARを遵守することを認める。貴社は、輸出品の受領を禁じられている個人または事業体が掲載された政府リストに名前が載っていないことを表明する。加えて、貴社は、貴社がライセンス製品のいずれかの部分を米国から以下に向けて輸出しないこと(かつ、第三者にこれを許可しないこと)、または再輸出もしくは再移転を許可しないことに同意する。(i) 米国政府機関により実施される禁輸または経済制裁の対象国、(ii) 米国政府の連邦機関により米国の輸出取引への参加を禁じられているエンドユーザー、(iii) 取引に関して管轄権を有する政府機関により要求される輸出ライセンスまたはその他の許可をあらかじめ取得することなく、ライセンス製品を核、化学兵器もしくは生物兵器、ロケットシステム、宇宙船、観測用ロケット、または無人飛行システムの設計、開発、製造に利用することを貴社が知っている(または知っていると考えられる理由がある)エンドユーザー。

14.11 コンプライアンス: Alteryxの合理的な要求に応じて、貴社は、貴社によるライセンス製品の使用が本契約の条件を遵守していることを署名入りの書面で証明するものとする。

14.12 通知: 本契約に基づくすべての通知は書面によるものとする。Alteryx宛ての場合、かかる通知はAlteryx, Inc. (17200 Laguna Canyon Road, Irvine, California 92618, USA, Attn: General Counsel)に送付する。貴社宛ての場合、かかる通知またはレポートは、貴社が注文を行う際にAlteryxおよび/またはリセラーに提供する「宛先」住所に送付する。通知は、以下の時点で付与されたものと見なされる。(i) 手渡しの場合、受領したとき、(ii) 配達証明付きの書留郵便の場合、受領したとき、または(iii) 大手配送業者による翌日配達便の場合、送付の翌日。

14.13 権利の非放棄: 本契約のいかなる規定も、いずれかの当事者、その代理人、または従業員の行為または黙諾によって権利放棄されたとは見なされないものとする。権利放棄は、当事者の署名権者により署名された文書による場合にのみ有効とされる。

14.14 衡平法上の権利: 貴社は、本契約の違反に対して金銭的な損害賠償では不十分な場合があることを認め、Alteryxが、他のいかなる権利または救済を放棄することなく、管轄権を有する裁判所が適切と見なした差し止めによる救済または衡平法上の救済を求める権利があることを認める。

14.15 不可抗力: 本契約に基づく義務の履行の遅延または不履行が、本契約の署名後に生じ、両当事者の合理的な支配を超えた予測不能な事由(ストライキ、封鎖、戦争、テロ行為、暴動、自然災害など)による場合、かかる事由が、影響を受ける当事者によるその義務の履行を妨げ、または遅延する限り、および、かかる当事者が合理的な費用で不可抗力事由を防止または排除できない限りにおいて、いずれの当事者も、かかる遅延または不履行(料金の未払いを除く)について他方当事者に責任を負わないものとする。

14.16 弁護士費用: 本契約の強制を要求する訴訟の勝訴当事者は、かかる訴訟に関連する合理的な弁護士費用および経費を回復する権利を有する。

14.17 言語: 本契約がいずれの言語に翻訳されるかにかかわらず、排他的に優先および適用される本契約の正式なバージョンは、英語版とします。

14.18 第三者の権利: 本契約に別途明示的に規定されていない限り、本契約の当事者ではない個人は、本契約のいかなる条項も強行する権利を有しないものとする。